

手配旅行取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)
(旅行業法第12条の5による契約書面)

当社が、お客さまのご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は、旅行条件書(または見積書)に記載されたものの以外は次のとおりとなります。この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下、「旅行契約」といいます。)とは、当社が、お客様のご依頼により、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下、「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約を言います。

2. 契約の申込み

- (1) 当社がお客さまに交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客さまは、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- (2) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) a. 身体に障がいをお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。

3. 旅行業務取扱料金

当社は、お客様のご旅行代金に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成・手配・取消・変更・クーポン券類の発行・添乗員の同行・旅行相談等の業務に対して、裏面の旅行業務取扱料金(以下、「取扱料金」といいます。)を申し受けます。

4. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 当社の業務上の都合があるとき。
- (2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客さまが手持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (3) お客さまが次の①から④のいずれかに該当したとき。
 - ①お客さまが他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - ②お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ④お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

5. 契約の成立時期

- (1) 契約は、当社が勤契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。
- (2) 当社は、書面による予約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該予約書面を交付した時に成立します。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客さまが当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (4) 通信契約は、(1)の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

6. 契約書面の交付

当社は、契約の成立後速やかに、お客さまに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。

7. ご旅行代金

- (1) ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。(ご旅行代金を現地払いにてお申込みいただいた場合は、宿泊日初日の宿泊施設チェックイン時に当該宿泊機関にお支払いいただきます。)
- (2) 当社は、契約が締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

お客様から契約内容の変更があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、裏面の料金を申し受けます。

- ①変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料(すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。)
 - ②当社所定の変更手数料金
- ## 9. 旅行契約の解除
- (1) お客様が旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。
 - ①「別表」に掲げる旅行業務取扱料金
 - ②お客様がすでに受けた旅行サービスにかかる費用
 - ③お客様がまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他旅行サービス提供機関に払う費用
 - ④前③の旅行サービスの手配の取消に係わる取消手数料金

- (2) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、6に規定されている料金を申し受けます。

10. 当社の責任と損害賠償・免責事項

- (1) 当社の責任と損害賠償
当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内にお申出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。
 - (2) 免責事項
当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。
 - A. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止による損害
 - イ. 食中毒
 - ウ. お客様ご自身の故意または過失による損害
 - エ. その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害
 - (3) お客様の責任
A. お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。
イ. お客様が本条件に反した行為を行った場合、不正もしくは違法に本ホームページを利用した場合、または真実かつ正確なデータが入力されていないと当社が判断した場合には、当社は事前の予告無く該当する未消化の予約を取り消すとともに当該のお客様が将来に渡って本ホームページの利用することをお断りする場合があります。また、当社はその理由について、一切開き義務を負いません。
ウ. お客様は、上記イ.の行為によって当社に生じた一切の損害(当社が手配先等に負担した金員を含む)を賠償する責を負います。
- 「旅行相談」
- (1) 当社の責任及び免責
・契約の履行にあたって当社の故意又は過失により、旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、発生の翌日から起算して6ヵ月以内に通知があった場合に限りです。
・当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って満員等で予約できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等(海外の機関等を含む)の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報を電子的方等で海外・国内免税店等の事業者提供いたします。
お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。
- (2) 個人情報を提供する第三者が外国にある場合の当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ「個人情報の取扱い」(<https://www.mainichisinbun-wokou.com/company/pp.html>)をご確認ください。
- (3) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の連絡先の方の個人情報を伺っています。この個人情報は、お客さまに傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業と共同利用させていただきます。
当社グループ企業が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号
- (5) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページでご確認ください。
<https://www.mainichisinbun-ryokou.com/>

12. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(手配画旅行契約の部)に定めるところによります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

お取扱い

毎日新聞旅行

毎日新聞大阪開発株式会社

〒530-8283 大阪市北区梅田 3-4-5

TEL06-6346-8800 FAX06-6346-8801

観光庁長官登録旅行業第704号

一般社団法人日本旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者 平和男 太田正人

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う支店での取引の責任者です。このご旅行の契約、内容に関し担当者からの説明等にご不明な点がございましたら、最終的には上記取扱管理者がご説明いたします。

旅行業取扱料金表

海外旅行

手配旅行に係る取扱料金

区 分	内 容		料 金	
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の	20%以内
		個人(上記以外の場合)	1件につき または 旅行費用総額の	22,000円 20%以内
	運送機関、宿泊機関の予約・手配		1件につき 旅行費用総額の	20%以内 (下限22,000円)
添乗サービス料金 (添乗員の交通費等、必要経費は実費を申し受けます。)			添乗員1人 1日につき	66,000円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る 部分の変更前 の旅行代金の	20%以内
		個人(上記以外の場合)	1件につき	22,000円
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき	11,000円
	宿泊機関の予約・手配の変更		1件につき	11,000円
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る 旅行代金の	20%以内
		個人(上記以外の場合)	1件につき	11,000円
	未使用乗車船券の清算手配		1件につき 費用総額の	20%以内 (下限8,800円)
	宿泊手配の取消し		1件につき	5,500円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合		1件につき (電話料、その他通信実費は別)	3,300円

(注) 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
2 お客様の希望により変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
4 上記料金には消費税が含まれています。

相談料金

区 分	内 容	料 金	
観光旅行	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分迄) 以降30分ごと	5,500円 3,300円
	(2)旅行計画の作成	旅行日程1日につき	3,300円
	(3)旅行に必要な費用の見積り (運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	旅行日程1日につき	3,300円
	(4)運送機関の運賃・料金の見積り	1件につき	3,300円
	(5)旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版) 1枚につき	1,100円
その他の旅行	留学、移民、国際結婚等特殊な目的を伴う渡航相談	基本料金(30分迄) 以降30分ごと	11,000円 5,500円
		お客様の依頼による出張相談	上記の料金に 5,500円増

(注) 上記料金には消費税が含まれています。

渡航手続代行代金

区 分	内 容	料 金	
旅 券	(1)申請手続(申請書類作成のみ)	5,500円	
	(2)(1)と申請又は受領のための都道府県庁への同行案内	(1)の料金に	5,500円増 (交通費は別)
	(3)(1)と代理申請又は法令で認められている代理受理	(1)の料金に	5,500円増 (交通費は別)
	(4)(1)と緊急渡航手続	(1)の料金に	5,500円増
出入国記録書	(1)出入国記録書類の作成代行	1ヶ国につき	5,500円
査 証	(1)観光性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受領代行	1ヶ国につき	16,500円
	(2)商用・業務性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受領代行	1ヶ国につき	33,000円
	(3)移民、留学、役務、長期滞在等特別な目的により渡航する場合	1ヶ国につき	55,000円
	(4)査証取得手続代行者に依頼する場合の申請手続	33,000円 (手配代行者への実費は別)	
	(5)緊急査証手続	(1)の料金に	11,000円増
	(6)査証免除の手続書類の作成	1ヶ国につき	11,000円
検 疫	検疫所、保健所、診療所等への同行案内又は検印の取得代行	11,000円 (処置料、交通費は別)	
各種証明書	警察証明書、健康診断書、卒業証明書、公正証書等の取得 同行案内または取得代行	11,000円 (公証料等、交通費は別)	
再入国許可	再入国許可の申請手続	11,000円	
そ の 他	(1)旅行契約が伴わない上記手続き・作業 ただし、当社が承認した場合に限る。	1ヶ国につき	13,500円増
	(2)上記以外の手続き及びそれらに付随する業務	実 費	

(注) 1 上記料金は1人又は1件を対象とした料金です。
2 上記の各該当料金は合算して申し受けます。
3 上記料金には消費税が含まれています。

その他の料金

区 分	内 容	料 金	
空港等への送迎	(1)空港等への送迎 ただし、お客様の依頼による場合のみ	派遣した社員 1名につき	16,500円 (交通費、宿泊費は別)
	(2)空港への送迎を深夜、早朝、日曜日、休祭日に行った場合。ただし、お客様の依頼による場合のみ	派遣した社員1名につき(1)の料金に	5,500円増 (交通費、宿泊費は別)

(注) 上記料金には消費税が含まれています。

国内旅行

手配旅行に係る取扱料金

区 分	内 容		料 金	
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の	20%以内
		個人(上記以外の場合)	1件につき または 旅行費用総額の	1,100円 20%以内
	宿泊券のみの場合	15人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券1枚につき	1,100円
		個人(上記以外の場合)	1件につき または 宿泊券総額の	1,100円 20%以内
	運送機関のみの場合		1件1手配につき 費用総額の	20%以内 (下限1,100円)
添乗サービス料金 (添乗員の交通費等、必要経費は実費を申し受けます。)			添乗員1人 1日につき	33,000円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	1件につき	1,100円
		個人(上記以外の場合)	1件につき	1,100円
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき	1,100円
	宿泊機関の予約・手配の変更 (宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。)		1件につき	1,100円
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	1件につき	1,100円
		個人(上記以外の場合)	1件につき	1,100円
	運送機関の手配の取消し (未使用乗車船券の清算手続がある場合はそれを含む。)		1件につき	1,100円
	宿泊機関の手配の取消し (未使用宿泊券の清算手続がある場合はそれを含む。)		1件につき	1,100円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1件につき (電話料、その他通信実費は別)	1,100円

(注) 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
4 上記料金には消費税が含まれています。

相談料金

区 分	内 容	料 金	
観光旅行	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分迄) 以降30分ごと	2,200円 2,200円
	(2)旅行計画の作成	旅行日程1日につき	2,200円
	(3)旅行に必要な費用の見積り (運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	1件につき	2,200円
	(4)運送機関の運賃・料金の見積り	1件につき	2,200円
	(5)旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版) 1枚につき	1,100円
お客様の依頼による出張相談		上記の料金に	5,500円増

(注) 上記料金には消費税が含まれています。